

埼玉県訪問看護教育ステーション事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、身近な地域において訪問看護の実践的な研修等の仕組みを構築することにより、訪問看護師の確保・育成・定着を図るとともに、訪問看護サービスの向上を目指して、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の指定を受けた者で、法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院・診療所を除く。）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める「埼玉県訪問看護教育ステーション事業実施要領」に基づき、補助事業者が行う事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業者は、一般社団法人埼玉県訪問看護ステーション協会（以下「協会」という。）とする。

なお、協会は別に定める「埼玉県訪問看護教育ステーション指定要綱」により埼玉県知事の指定を受けた「埼玉県訪問看護教育ステーション」（以下「教育ステーション」という。）に委託して事業を実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業を実施する場合に要するもので、別表の第1欄に定める事業内容を実施するために必要な経費のうち、同表第3欄に定める経費とし、補助率は同表第4欄に定めるものとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費に係る支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に

は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、この報告に基づき、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(9) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(10) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(11) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(事業内容の変更等の承認申請手続)

第10条 補助事業者は、規則第6条の規定に基づいて、知事の承認を得ようとする場合は、様式第3号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 補助対象経費総額の増減が20%以内の場合

(2) 補助対象経費総額の増減が20%の範囲内において、当初申請した収支予算書の経費区分間の配分を変更する場合

3 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を承認する場合には、様式第4号の変更(中止・廃止)承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払いができるものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 経費精算額調書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 当該事業に係る収支決算書（抄本）
- (4) その他参考となる資料

（確定通知書の様式）

第 14 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

（補助金の返還）

第 15 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

（暴力団排除措置）

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号の一のいずれかに該当する場合は、この要綱による補助金を交付しないことができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

2 知事は、交付の決定があった後において、法人等が前項の各号の一のいずれかに該当することが判明した場合は、この要綱による補助金の交付の決定を取り消

すことができる。

- 3 前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令（平成元年政令第 205 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

(雑則)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 5 日から施行し、令和 5 年度の補助金から適用する。

別表（第5条・第6条関係）

1 事業内容	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>協会及び教育ステーションが実施する訪問看護師の確保・育成・定着事業及び身近な地域の訪問看護サービス向上にかかる次の事業及びその効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護の経験や知識・技術に応じた研修会・手技演習 ・地域の医療機関と連携した研修会や実習・演習 ・在宅医療現場での新任職員の実践トレーニング 	<p>知事が必要と認めた額</p>	<p>事業の実施に必要な経費（委託料、賃金、旅費、報酬、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金等）</p>	<p>10分の10</p>